# 平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

## (特定個人情報保護委員会27-①)

													(1) (2)	八月拟休丧女员	<b>只女4/</b> ①/
施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督										担当部局名総務課		総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁
	マイナンバー法が定める委員会の任務(国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずること)を果たすために、行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行うもの。										政策体系上の 位置付け 特定個人情報の適正な取扱いの確保				
達成すべき目標	・特定個人情報の適正な取扱いに関する相談や同合ゼに」事は対応を行う。   日標設定の   日本の   日本の										た、特定個	人情報の取	て委員会の所掌とされ 扱いに関する監視・監 切に実施するため。	政策評価実施予定時期	平成30年8月
	年度ごとの目標値														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の記			
	基準年度		目標年度		24年度 25年度 26年度			27年度	27年度 28年度 29年度		30年度				
ガイドラインに関する説明 1 会の対応件数	91回	26年度	_	毎年度		-	-	_	_	_	_	して特定個 るため。(特	等、地方公共団体等及  人情報の取扱いに関す 持に、中小規模事業者に 明会の開催及び講師派	報発信を行う必要があ 発信に努める。)	
Z V N I I I W					/_	-	91回	-	-	-		のであり、		を が困難な性質のものである	
2 相談・問合せの対応件数		27年度 (下半期)	-	毎年度		_	_	_	_	_	_	せに対し適なお、相談	情報の適正な取扱いの 切に対応する必要があ 後・問合せは、相談等の と定することが困難な性		
						-	-	-	-	-		ものとする。ることとする	。(マイナンバーが付番	実績値について記載す	
測定指標	目	標	目標	年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										
3 監視・監督体制の整備状 況	個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督を実施する上で必要となる検査手続の整備、検済明会での質問や相談・問合せ等の内容も踏まえたガイドラインQ&Aの充実等、体制整備を行う必要があるため。 監視・監督体制の整備 毎年度 特に、平成27年度中を目途に、日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)の記載を踏まえ、地方自治体のマイナンバーのセキュリティ監視・監督揮させる観点から、関係機関と連携し、専門的・技術的知見を有する体制を立ち上げるとともに、監視・監督方針を速やかに策定する等の体制整備な機関との連絡・情報共有体制を構築する。									監督機能を十分に発					
4 ガイドライン等の周知及び ム報資料への反映等		な周知と資 )反映等	毎年	<b></b> 手度	ガイドラインに関するQ&A等の分かりやすい資料を作成・充実し、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等するこ人情報の適正な取扱いの確保を図るための周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料等への別う必要があるため。										
<b>凌</b> 战 千 机	予算額計(執行額)		額)当初予算額		明古十つ										平成27年
達成手段 (開始年度)	24年度								達成手段の概要等						
特定個人情報の監視・監 (1) 督に必要な経費(平成26 年度)		4,912 (1,744) 千円(注)	13,805 (3,430) 千円	63,680 千円	1~4 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、ガイドラインに関する説明会等での周知・情報発信、民間事業者等からの相談・問合せ 対応のほか、検査手続の整備、検査項目の検討、ガイドラインに関するQ&A等の資料の充実等、体制整備を行うもの。 001										1世 001
施策の予算額・執行額	_					系する内閣の 演説等のうち									

<sup>(</sup>注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策にかかる総計の数値。

# 平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

# (特定個人情報保護委員会27-②)

施策名	特定個人情報保護評価制度の適切な運用											担当部局名総務課		作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁	
施策の概要	マイナンバー法が定める委員会の任務(国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずること)を果たすために、特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)を推進するもの。											政策体系上の 位置付け 特定個人情報の適正な耳		な取扱いの確保		
達成 9 へき 日 保	評価書(以下)評価書」どいう。  に「いて、受付・承銘・公衣寺を週切に美施。   日標設定の   日標設定の   - 日標設定の											マイナンバー法において委員会の所掌とされ に、特定個人情報保護評価に関する事務を 適切に実施するため。  平成30年8月				
測定指標	基準値						年度ごとの目標値 年度ごとの実績値   25年度   26年度   27年度   28年度   29年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)			)の設定の根拠	
評価実施機関による特定 1 個人情報保護評価書の提 出件数	7,406件	26年度	-	29年度		— —	7,406件	-	-	-	-	価書を委員・なお、保護 保有するか	ナンバー法に基づき、各評価実施機関において適切に保護評価を行い、 子委員会に提出することが求められているため。 、保護評価は、評価実施機関の個別事務における特定個人情報ファイル 「るか否かの判断によって実施の必要性が生じるものであり、目標値を設 とが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする			
2 マイナンバー保護評価Web 2 へのアクセス件数	159万件	26年度	1	29年度		_	- 159万件	-	-	-		護評価の適情報提供のの適けない。とができるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるが困難ない。	がな実施の支援(評価の大援(評価の大機のための統計処理等)を実施機関が評価書の規いから、評価書を閲覧がため、でい、「一保護評価Webなび国民等による閲覧の性質のものであるため	マイナンバー法に基づき評価 語書の受付、閲覧・検索、進 そ行うためのシステムであり 是出・公表を適切に行うとと 検索できるようになり、国民 のへのアクセス件数は、評価 の状況を示すものであるが 、実績値(平成26年度につ を把握し、記載するものとす	一様では、かられては、 、当該システムによいる。 もに、国民が委員会のの信頼を確保するこの信頼を確保するこの。 「実施機関による評価、目標値を設定することでは、システムが稼	
達成手段 (開始年度)	予算 24年度	算額計(執行 25年度	額) 26年度	当初予算額 27年度	関連する 指標	平成27年 達成手段の概要等 ではユー 事業番号									行政事業レビュー	
(1) 特定個人情報保護評価に 必要な経費(平成26年度)	-	4,912 (1,744) 千円(注)	15,737 (0) 千円	50,000 千円		各評価実施機関の評価書の提出・公表を支援すること等により、保護評価の円滑な実施を促進するため、マイナンバー保護評価Webを 運用するもの。									002	
施策の予算額・執行額	-	-				開係する内閣の重要政策 計演説等のうち主なもの)										

<sup>(</sup>注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策にかかる総計の数値。

## 平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

#### (特定個人情報保護委員会27-3)

													\ 1寸Æ II	9八月秋休茂安.	<b>スエノー</b> (3)	
施策名	特定個人情	<b>請報の保護に</b>	関する広報	・啓発・国際	協力						担当部局名		総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁	
施策の概要	マイナンバー法が定める委員会の任務(国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずること)を果たすために、次に掲げる施策を実施するもの。・特定個人情報の保護に関する国民や関係機関の理解の向上を図るための、マイナンバー制度及び特定個人情報の保護に関する広報及び啓発。・経済・社会活動のグローバル化に対応するための、海外の個人情報保護機関との協力関係の構築及び情報共有。											系上の 付け	特定個人情報の適正な取扱いの確保			
達成すべき目標	・個人情報の保護に関する国際会議に出席し、各国の個人情報保護当局との情報交換を実施。 考え方・根拠											7イナンバー法において委員会の所掌とされ 1、特定個人情報の保護についての広報及 「啓発並びに国際協力に関する事務を適切 「実施するため。 平成30年8			平成30年8月	
					年度ごとの目標値											
測定指標	基準値 基準年度		目標値	目標年度	24年度	25年度	年/ 26年度	度ごとの実績 │ 27年度		29年度	30年度	測定	指標の選定理由及び	F目標値(水準·目標年度	水準・目標年度)の設定の根拠	
ウェブサイトの充実 1 (アクセス件数)	528,724件	26年度	前年度 以上 (月平均)	毎年度	24年度		- 528,724件	前年度以上	前年度以上					員会のウェブサイトの充実と 向上を図ることが必要であ		
2 説明会の対応回数	3回	25年度	-	毎年度		- 3回	- 172回	-	-	-	-	して特定個 する周知・情 の周知・情 なお、説明	人情報の取扱いに関す 青報発信を行う必要がる 報発信に努める。) 月会の開催及び講師派 目標値を設定することか	び民間事業者に対して、診けるガイドラインや特定個人あるため。(特に、中小規模遺の要請の有無は、主催ほく困難な性質のものであるが	情報保護評価等に関 事業者に対する一層 団体の判断で決まるも	
3 国際会議への出席等の件 3 数	7件	25年度	-	毎年度		- 7件	- 18件	-	- -	-	-	行い、各国 があるため なお、国際 関係者の都	の国際機関や個人情報。 際会議や海外の機関と 場合や情勢等により変重	等に出席するほか、他国の 最保護当局との緊密な連携 の交流は、時期・頻度等に かするものであり、目標値を 把握し、記載するものとする	や情報交換を行う必要 ついて主催者をはじめ 設定することが困難な	
測定指標	目	標	日垣	年度					測定指標	の選定理E	由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
ウェブサイト等における情 4 報発信及び掲載資料への 反映等		問知と資料 豆映等		年度									説明会で配布等するこ :かなった内容で啓発を	とにより、特定個人情報の 行う必要があるため。	保護に関する制度等	
5 各種媒体における情報発 信の状況		による多面 服の実施	毎	年度	特定個人情報の保護に関する制度等の周知について、より多様な層に向けて広報活動を展開する上で、当委員会が提供する資料・媒体での広報にとどまらず、雑誌への寄稿をはじめ多様な媒体に露出し様々な形式・内容で多面的な広報を実施する必要があるため。										報にとどまらず、雑誌	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)		額)当初予算額		関連する										平成27年	
	24年度	25年度	26年度	27年度	」 関連する 指標					j	成手段の概要等			行政事業レビュー 事業番号		
(1) 番号制度普及啓発·国際協力経費(平成26年度)	_	4,912 (1,744) 千円(注)	15,336 (12,457) 千円	92,901 千円	1~5	1~5 ・特定個人情報の保護に関する広報を行うため、ウェブサイトの充実をはじめとする情報発信、説明会の対応等を行う。 ・国際的な協力関係を構築するため、国際会議への出席及び海外の機関との情報交換等を行う。									003	
施策の予算額・執行額	-	_				系する内閣の 演説等のうち										